

平成 25 年 7 月 23 日

大阪家庭裁判所

新型インフルエンザ（弱毒性）対応業務継続計画

大阪家庭裁判所は、弱毒性の新型インフルエンザの発生に備えた業務継続計画を、最高裁判所の「新型インフルエンザ対応業務継続計画ガイドライン（A/H1N1 対応版）」（平成 22 年 12 月改訂。平成 23 年 4 月 11 日付け総務局第一課長事務連絡により、弱毒性の新型インフルエンザ対応の業務継続計画ガイドラインとして取り扱うこととなったもの。以下「ガイドライン」という。）に基づき、下記のとおり定める。

なお、大阪家庭裁判所においては、平成 24 年 5 月に大規模地震を想定した「大阪家庭裁判所業務継続計画」を策定したところである。同計画と本業務継続計画とでは、非常時における制約のある状況において、継続すべき優先業務を特定し、裁判所の機能を維持するという目的やその実現のための方法などの点で共通する要素もあるが、大規模地震と新型インフルエンザでは、被害の地理的な範囲、被害が継続する期間、被害への対応など異なる要素が多いことから、本業務継続計画は、大規模地震を想定した業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定するものである。

記

1 意思決定機関等（ガイドライン第 1）

新型インフルエンザが発生した場合（第一段階）には、その対策等を推進するとともに、業務継続の組織体制の構築と指揮命令系統を明確化するための意思決定機関として、別紙 1 の大阪家庭裁判所新型インフルエンザ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

なお、同委員会は、業務継続計画を運用するに当たって、必要な情報収集、検討、連絡調整等を別紙 1 のワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）に命じることができる。

おって、新型インフルエンザが発生した場合における各部課係等の権限者の代行者等を別紙 2 のとおり指名する。

2 新型インフルエンザ対策業務の実施

感染防止対策その他の新型インフルエンザ対策業務の実施については、「大阪家庭裁判所新型インフルエンザ対策（第3版）」（平成25年7月23日改定）を参照する。

3 業務継続の優先順位（ガイドライン第2）

弱毒性の新型インフルエンザ発生時においては、欠勤者がない場合又は欠勤者が少ない場合には、通常時と同様に業務を行うことを前提としており、特定の部署において相当数の職員が欠勤し、当該部署の業務に支障を来すおそれが生じた場合には、優先順位の低い業務から縮小し、他部署からの応援等で対処するが、大阪家庭裁判所における業務継続の優先順位の基本的な枠組みを別紙3とし、これに基づき、各部課係等において具体的な業務を仕分ける。

4 業務継続計画の運用（ガイドライン第3）

(1) 発生時人員計画の作成（第二段階）

ワーキングチームは、第三段階（感染拡大期、感染まん延期、回復期）に移行した場合に備え、各部課係等を調整して人員計画（各期における業務継続のための必要人員（新型インフルエンザ対策業務に従事する人員を含む。）は、別紙4を目安とする。）を作成する。

なお、当該計画は、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足等による都合で出勤困難となる可能性のある職員や基礎疾患有するため出勤困難となる可能性のある職員等を考慮するほか、勤務庁以外への応援体制も視野に入れて策定する必要があることから、新型インフルエンザの発生に備え、職員からの届出に基づき、人員計画策定のために必要な情報を把握する。

(2) 業務の縮小及び拡大のタイミングの判断等（第三段階以降）

対策委員会は、ワーキングチームにおける検討等を踏まえ、その時点の状況に応じて、発生時継続業務以外の業務の縮小又は拡大を決定する。

以上

別紙 1

大阪家庭裁判所新型インフルエンザ対策委員会等 構成員

【対策委員会】

委員長	所長
委員長代理	事務局長
委員	首席家裁調査官 家事首席書記官 少年首席書記官
	総務課長
	人事課長
	会計課長

【ワーキングチーム】

* 事務局次長
家事訟廷管理官
少年訟廷管理官
首席部総括主任家裁調査官
総務課課長補佐
人事課課長補佐
会計課課長補佐
堺支部庶務課長
岸和田支部庶務課長
* はチーフ

別紙2

新型インフルエンザ発生時の指揮命令系統(代行者の指名)

部課係等	権限者	代行者
	所長	事務分配規程による代理者
事務局 (総務課) (会計課) (人事課)	事務局長	事務局次長
	総務課長	総務課課長補佐
	会計課長	会計課課長補佐
	人事課	人事課長補佐
家事部 (家事訟廷) (各係)	家事首席書記官	家事次席書記官
	家事訟廷管理官	家事訟廷副管理官
	家事次席書記官	相互に代行
	主任書記官	
少年部 (少年訟廷) (各係)	少年首席書記官	少年次席管理官
	少年次席書記官	相互に代行
	少年訟廷管理官	
	主任書記官	相互に代行
調査官室 (各係)	首席家裁調査官	①次席家裁調査官(家事) ②次席家裁調査官(家事) ③次席家裁調査官(少年)
	次席家裁調査官(家事, 少年) 総括主任家裁調査官	首席家裁調査官が指名する者
	主任家裁調査官	家事, 少年ごとに相互に代行
支部	支部長	事務分配規程による代理者
	事務局次長	庶務課長
	庶務課長	相互に代行
	主任書記官	
	次席家裁調査官 総括主任家裁調査官	相互に代行
	主任家裁調査官	家事, 少年ごとに相互に代行

(注) 表中の代行者が代行できない場合は、それぞれ次の者が指名する者が代行する。

- | | |
|----------|-------------|
| ア 事務局 | 事務局長 |
| イ 家事部 | 家事首席書記官 |
| ウ 少年部 | 少年首席書記官 |
| エ 調査官室 | 首席家裁調査官 |
| オ 支部 | |
| ① 庶務課 | 事務局長 |
| ② 書記官(室) | 家事又は少年首席書記官 |
| ③ 調査官(室) | 首席家裁調査官 |

(別紙3)

業務継続の優先順位（基本的な枠組み）

	家事部			少年部			事務局		
	部	訟廷	調査官	部	訟廷	調査官	総務課	会計課	人事課
第1分類	(再縮小期においても社会機能維持等の観点から継続が強く求められる業務)								
	文書の受付、電話等の通信に関する事務								
	令状（臨検、捜索）に関する事務			観護措置に関する事務（令状に関する事務を含む。）			身柄関係裁判に関連する会計事務等		
	(迅速処理の必要性が高く、継続が強く求められる業務)								
第2分類	保全に関する事務 訟廷事務（事件、庶務）		観護措置がとられている事件及び年迫事件の審判に関する事務 訟廷事務（事件、庶務）			庶務事務 文書事務 広報事務	出納事務 用度事務 管理事務 守衛業務 運転手業務	給与事務 任用事務	
	(第1、2分類以外の業務で国民の権利保護等のため継続が要請される業務)								
第3分類	家事審判に関する事務 家事調停に関する事務 人事訴訟に関する事務 その他の家事事件に関する事務			観護措置がとられていない少年審判事件に関する事務 その他の少年事件に関する事務					
	その他（第1、2、3分類以外の業務）								
第4分類							資料事務 及び上記以外	上記以外	

(注) 支部における取扱いも、上記の枠組みに準ずる。

(別紙4-1)

業務継続のための必要人員（目安）

家事部	官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
	裁判官	2	1	2	
	書記官	5	2	5	
	調査官	5	1	5	
	事務官	0	0	0	

少年部	官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
	裁判官	2	1	2	
	書記官	4	2	4	
	調査官	10	1	10	
	事務官	0	0	0	

家事3部	官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
	裁判官	1	1	1	
	書記官	2	1	2	
	事務官	0	0	0	

家事4部（人訴係）	官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
	裁判官	3	1	3	
	書記官	4	1	4	
	調査官	0	0	0	
	事務官	0	0	0	

家事4部（後見係）	官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
	裁判官	1	1	1	
	書記官	5	2	5	
	調査官	4	1	4	
	事務官	0	0	0	

家事訟廷（事件・記録）	官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
	書記官	6	4	6	
	事務官	4	2	4	

家事訟廷（庶務）	官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
	書記官	1	1	1	
	事務官	2	0	2	

業務継続のための必要人員（目安）

少年1部				
官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備 考
裁判官	2	1	2	
書記官	2	1	2	
調査官	3	1	3	
事務官	1	1	1	

少年2部				
官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備 考
裁判官	2	1	2	
書記官	3	2	3	
調査官	3	1	3	
事務官	1	1	1	

少年訟廷				
官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備 考
書記官	2	1	2	
事務官	2	1	2	

以上は各部ごとの目安であるが、感染まん延期のピーク時には家事部及び少年部でそれぞれ相互に応援態勢を取るため、必要最低人員の目安は家事1部から4部まで最低限裁判官1 書記官2 調査官1、家事訟廷で書記官4、事務官2とし、少年1部、2部で最低限裁判官1 書記官1 調査官1、少年訟廷で書記官1 事務官1とする。

業務継続のための必要人員（目安）

科学調査室				
官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備 考
調査官	2	2	2	

首席部調査室				
官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備 考
調査官	2	2	2	

総務課				
官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備 考
管理職	2	1	2	
係員	4	3	4	
医務室	医師 1 看護師 1	医師 1	医師 1 看護師 1	

会計課				
官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備 考
管理職	1	0	1	
係員	3	3	3	
運転手	1	0	1	
守衛	1	0	1	

人事課				
官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備 考
管理職	1	1	1	
係員	3	2	3	

- (注) 1 感染拡大期では、別紙3の第3分類までの業務(優先度の低いものは除く。)を継続することを前提とする。
 2 まん延期では、社会機能維持等の観点から継続が求められる業務のほか、緊急性が特に高い業務を継続することを前提とする。
 3 回復期は、原則として、感染拡大期と同数とする。

業務継続のための必要人員（目安）

堺支部

家事部	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
官職等				
裁判官	2	1	2	
書記官	5	2	5	
調査官	5	1	5	
事務官	0	0	0	

少年部	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
官職等				
裁判官	1	1	1	
書記官	3	1	3	
調査官	4	2	4	
事務官	0	0	0	

訟廷事務室	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
官職等				
書記官	3	2	3	
事務官	1	0	1	

庶務課	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
官職等				
事務官	2	1	2	

- (注) 1 感染拡大期では、別紙3の第3分類までの業務(優先度の低いものは除く。)を継続することを前提とする。
 2 まん延期では、社会機能維持等の観点から継続が求められる業務のほか、緊急性が特に高い業務を継続することを前提とする。
 3 回復期は、原則として、感染拡大期と同数とする。

業務継続のための必要人員（目安）

岸和田支部

家事書記官室・調査官室

官職等	感染拡大期	感染まん延期	回復期	備考
裁判官	2	1	2	
書記官	4	2	4	
調査官	2	1	2	
事務官	0	0	0	

- (注) 1 感染拡大期では、別紙3の第3分類までの業務(優先度の低いものは除く。)を継続することを前提とする。
2 まん延期では、社会機能維持等の観点から継続が求められる業務のほか、緊急性が特に高い業務を継続することを前提とする。
3 回復期は、原則として、感染拡大期と同数とする。